

自然科学研究機構基礎生物学研究所共同利用研究委員会規則

平成 16 年 7 月 1 日
基研規則第 19 号

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構運営会議規程（平成 16 年自機規程第 17 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、共同研究計画に関する事項等を調査するために共同利用研究委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、運営会議議長が指名する運営会議委員 8 名をもって組織する。

2 委員のうち、少なくとも 4 名は基礎生物学研究所の職員以外の委員とする。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、運営会議議長の諮問に応じ、共同利用研究計画及び実施に関する事項を調査する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうち、基礎生物学研究所の教授である者から互選する。

3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席が無ければ議事を開き議決することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(審査ワーキンググループ)

第7条 委員会の調査を円滑にするため、審査ワーキンググループを置く。

2 審査ワーキンググループは、次の各号に掲げる委員で構成する。

一 委員会の委員長

二 運営会議の議を経て基礎生物学研究所長が委嘱する運営会議委員以外の者 若干名

3 審査ワーキンググループの委員長は、委員会の委員長をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の後最初の任命に係る委員の任期は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 22 年基研規則第 3 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 自然科学研究機構基礎生物学研究所培養育成研究施設大型スペクトログラフ室運営委員会規則（平成 16 年基研規則第 8 号）は廃止する。

附 則 (平成 23 年基研規則第 4 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年基研規則第5号)

この規則は、平成27年3月11日から施行する。

附 則 (令和3年基研規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。